

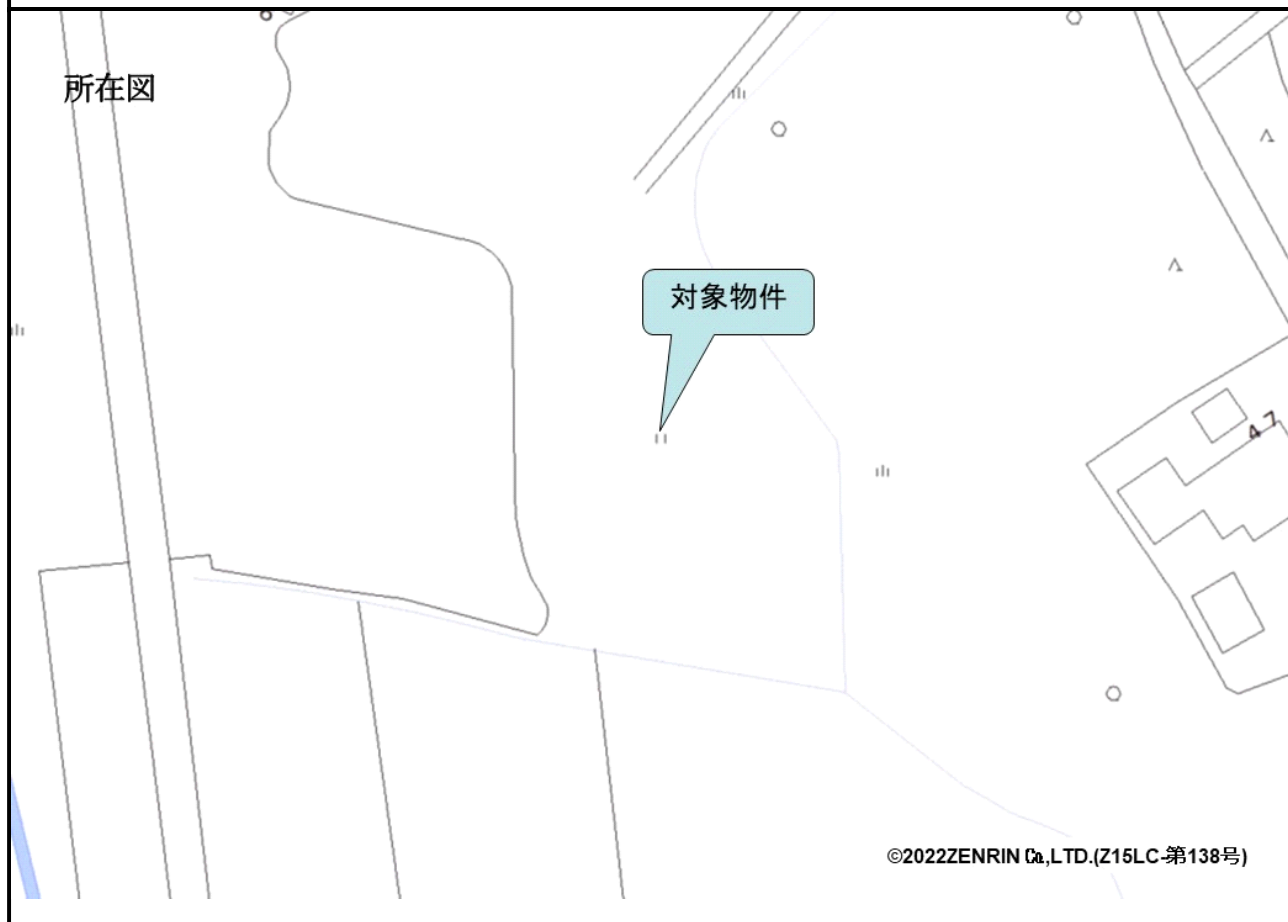
売却区分番号	3 6 6 3 - 7		
見 積 価 額	¥410,000	公 売 保 証 金	¥50,000
財 産 の 表 示	1 所在 千葉県市原市寺谷字日枝下 地番 8 6 6 番 地目 田 地積 2,780 m ² 以上登記簿による表示		
公 法 上 の 規 制	市街化調整区域 農業振興地域 農用地 立地適正化計画（居住誘導区域外） 立地適正化計画（都市機能誘導区域外）		
接 道 状 況	北側 幅員約4～5m未舗装赤道		約1m低位接面
地 盤 ・ 地 勢	ほぼ平坦地		
使 用 状 況 等	第三者が水田として使用 貸借関係等の内容は不明		
特 記 事 項	農地につき、「買受適格証明書」の提出を要する。 「市原市寺谷土地改良区」の定める賦課金の支払義務あり 經常賦課金（令和6年度） 22,240円 未納賦課金等（令和6年11月19日現在）なし 買受け後、市原市寺谷土地改良区へ届出を要する。		
住 居 表 示 等	千葉県市原市寺谷字日枝下866番		
最 寄 駅 等	小湊鉄道 馬立駅 南西方約2.5km		
そ の 他 事 項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留 意 事 項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 1 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。 3 執行機関（国）は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。 4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 5 土壤汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 なお、売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。		

売却区分番号

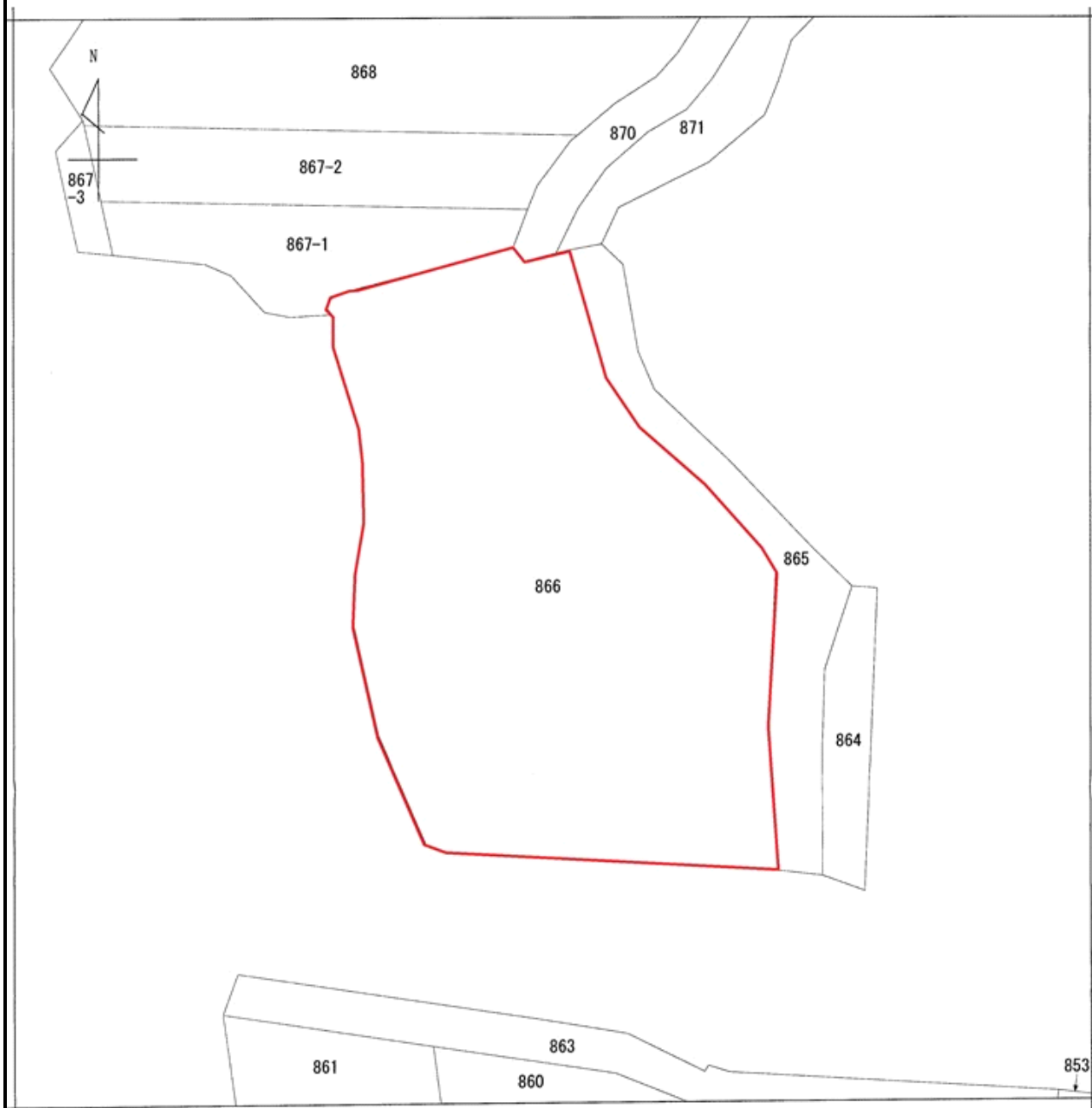
3 6 6 3 - 7



所在図



見取図



売却区分番号	3 6 6 3 - 7
--------	-------------

